

「第6次地方分権一括法」の施行

～第1回 法改正の内容について～

第6次地方分権一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第47号））が平成28年8月20日に施行されました。この法律は地方分権に関する関係法律を一括して改正するものですが、この中に職業安定法と雇用対策法の改正が含まれています。これは、ハローワーク業務の事務・権限を地方公共団体に移管することに関するこれまでの長い議論に一定の決着をつけるものと位置づけられています。この誌面では、法改正の内容について（第1回）と、これまでの議論の経過（第2回～第4回）を説明します。

説明に先立ちまして、この法案の作成に至る過程では、ハローワークがいか
に日本の雇用を守る上で不可欠な組織であるのかについて、議論に参加した労
使をはじめとする関係者の中で理解が進んでいたことで、「ハローワークは国
が引き続き運営する」という結論に至ったことを紹介させていただきます。各
ハローワークでの日頃の取組みと努力がこの法律に結びついたのです。

1 職業安定法の改正

地方公共団体は、これまでも、改
正前の職業安定法第33条の4に基づ
き、届出によって無料職業紹介を实

施することができましたが、今回の
改正で届出要件を廃止し、地方公共
団体が自由に無料職業紹介を实
施することができるようになりました。こ
の仕組みにより自ら無料職業紹介を
実施する地方公共団体を「特定地方
公共団体」と定義しておりますが、

いわゆる「地方版ハローワーク」は
この特定地方公共団体の行う無料職
業紹介事業所のことをいいます。

また、これまで地方公共団体が無
料職業紹介を実施する際に課されて
いた各種規制について緩和します。

改正内容について具体的に見て
いきます。

まず、届出義務を廃止しますが、
国としてはどの地方公共団体が無料
職業紹介を実施しているかを把握す
ることは引き続き必要です。このた
め、無料職業紹介を実施する旨を国
に対し通知（事後でも可）してもら
う義務を課しています。通知事項は
施行規則に定めていますが、重要な
事項は届出の場合と同様です。

以前課せられていた規制のうち、
「国による助言指導、勧告、報告徴収、
立入検査」、「事業停止命令」、「改善
命令」については廃止します。これ
は、地方公共団体の届出による無料
職業紹介の実施を認めた平成16年以
降、地方公共団体にこれらが適用さ
れた例がなかったことを踏まえたも
のです。一方で労働者の保護のため、
地方版ハローワークに法律上の問題
が生じた場合には、地方自治法第2
45条の5に基づく是正の要求等を

行います。

「職業紹介責任者の選任義務」、「帳
簿の備え付け義務」、「事業報告書の
提出義務」についても廃止します。

これらは、実施主体が地方公共団体
であれば法律上の義務がなくとも組
織的な責任者が置かれ、事務管理が
適正に行われることを期待したもの
です。一方「事業報告書の提出義務」
に関しては、法律上の義務は課しま
せんが、国として他の職業紹介機関
の状況を把握することは必要ですの
で、地方自治法第245条の4第1
項の規定に基づく資料の提出の要求
により提出を求めます。報告の内容
は従前と変わりません。

次に、改正後も引き続き地方版ハ
ローワークにも課される規定につい
てです。

まずは「名義貸しの禁止」です。
今回の改正は、地方公共団体が公的
な立場であることを踏まえ行うもの
ですので、地方公共団体以外が主体
となって法規制の対象外とされるこ
とを防ぐことが必要です。なお、地
方公共団体が民間企業に委託して無
料職業紹介を実施する場合も同様で
す。地方公共団体から民間企業への
委託は禁止されませんが、受託する

職業安定法の改正について

地方公共団体が民間とは明確に異なる公的な立場で無料職業紹介を実施できるよう、届出要件その他各種規制を緩和し、地方公共団体が地域事情に応じた創意工夫により無料職業紹介を実施できる体制を整備する。

現 行

【職業安定法】

○地方公共団体が無料職業紹介を行う場合、職業紹介事業者として以下の規制が課される。

- ①事業開始・廃止の届出
- ②その他各種規制
 - (a)国による助言指導、勧告、報告徴収、立入検査
 - (b)事業停止命令
 - (c)改善命令
 - (d)職業紹介責任者の選任
 - (e)帳簿の備え付け
 - (f)事業報告書の提出
 - (g)名義貸しの禁止
 - (h)性別等による差別的取扱いの禁止
 - (i)労働条件等の明示
 - (j)個人情報の適正管理
 - (k)適格紹介
 - (l)労働争議への不介入
 - (m)取扱職種の範囲等の明示
 - (n)守秘義務

【閣議決定】

「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」
(平成 25 年 12 月 20 日)

「平成 26 年の地方からの提案等に対する対応方針」
(平成 27 年 1 月 30 日)

- ハローワークの求人情報のオンライン提供
(平成 26 年より実施)
- ハローワークの求職情報のオンライン提供
(平成 28 年 3 月より実施)

改正後

【職業安定法】

○民間の職業紹介事業者とは異なる位置づけ・公的な主体として無料職業紹介を実施できる。

- ①届出の廃止(通知のみ)
- ②その他各種規制の見直し
 - (a)廃止(※)
 - (b)廃止(※)
 - (c)廃止(※)
 - (d)廃止
 - (e)廃止
 - (f)廃止
 - (g)名義貸しの禁止
 - (h)性別等による差別的取扱いの禁止
 - (i)労働条件等の明示
 - (j)個人情報の適正管理
 - (k)適格紹介
 - (l)労働争議への不介入
 - (m)取扱職種の範囲等の明示
 - (n)守秘義務

※ 地方公共団体の行う無料職業紹介に法令上の問題が生じた際には、地方自治法に基づき是正の要求等の国の関与で対応。

○無料職業紹介を行う地方公共団体が希望する場合に、国のハローワークの求人情報及び求職情報をオンラインで提供する。

緩和

法定化

民間企業にはこれまでと同様の法規制が課せられ、地方版ハローワークとはなりません。

また、「性別等による差別的取扱いの禁止」「労働条件等の明示」「個人情報の適正管理」「適格紹介」「労働争議への不介入」「取扱職種の範囲等の明示」「守秘義務」については、ハローワークにも同様に課せられている義務であり、職業紹介事業を行う機関として当然に遵守すべき規定であるため、存置されます。

さらに、地方版ハローワークに対しては、ハローワークが持つ求人・求職者情報を提供する規定が盛り込まれました。求人情報は平成 26 年 9 月から、求職者情報は平成 28 年 3 月から、地方公共団体等へのオンライン提供が始まっていますが、特定地方公共団体への提供について明記することで、法律上も情報共有することを明確にしたものです。

また、地方公共団体は民間企業とは明確に異なる公的な機関であるとして、以前は第 3 章の「職業紹介事業者」の一類型として規定されていたところ、第 2 章の 2 として地方公共団体を個別の事業主体と位置づけることとされました。

ハローワークと地方版ハローワークは二重行政に見えるかもしれませんが、ハローワークは憲法第 27 条の勤労権の保障のため、雇用のセーフティネットの役割を果たすことが引き続き求められています。地方版ハローワークはこれに加えて、地域の必要性に応じたサービスを行う機関としての役割が期待されています。

2 雇用対策法の改正

雇用対策法ではこれまで第 5 条や第 31 条によって、国と地方公共団体の総合的な連携に係る規定が設けられていました。今回の改正では、具体的な連携策として、既に一定の成果があがっている雇用対策協定と一体的実施事業について、明示的に規定されました。

雇用対策協定は、平成 28 年 8 月 31 日時点で 106 の地方公共団体（37 都道府県 69 市町村）と締結されています。協定締結により、労働局と地方公共団体の個別の取組みが整理・パッケージ化され、運営協議会を通じて業務改善、目標管理が可能となり、対外的な発信力も高まることに

雇用対策法の改正について

国と地方公共団体が連携して雇用対策を講じるための「雇用対策協定」、国と地方公共団体が一体となってサービスを提供する一体的実施により、国と地方公共団体の連携を強化する。首長が職業の安定に必要な措置を国に要請できる仕組みも定める。

現 行

【雇用対策法】

- 地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
- 国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策が密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

連携策の
具体化

改正後

【雇用対策法】

- 国と地方公共団体は雇用施策について協定の締結や同一施設での一体的な実施により連携する。
- 地方公共団体の長は職業の安定に関し必要な措置の実施を国に要請できる。
 - ・国は実施の要否を遅滞なく地方公共団体に通知。
 - ・国は、要請に係る措置を行う必要があるか否かを判断するに当たっては、予め、学識経験者等の意見を聴かなければならない。

なりません。実際に、労働局と地方公共団体の職員の各レベル（課長同士、係長同士等）での役割意識が明確化し、連携がより強化されたという声も聞きます。

一体的実施事業は、ハローワークのサービスと、地方公共団体が提供する行政サービスをワンストップで提供するものです。例えば生活保護受給者への支援です。福祉事務所の

窓口で手続をした生活保護受給者が生活保護から脱却するために、同一施設内で速やかにハローワークによる就職支援を行い、実際に保護費の削減につながっているという声も聞きます。一体的実施事業については、平成27年度で303拠点で実施され、利用者の95・3%から「満足」との回答をいただくとともに、全ての地方公共団体から継続を希望されており、かつ、地方の労使からも高い評価をいただいています。

さらに改正法では、地方公共団体の長が職業の安定に関し必要な措置の実施を国に要請できるという規定を設けています。このような要請は右記の雇用対策協定の中でも盛り込まれているもので、こうした取組みを改めて法律に規定するとともに、要請がされたときの対応の可否等について学識経験者等の意見を聴くという手続を定めたものです。

なお、学識経験者等とは、施行規則において、学識経験者、要請を行った地方公共団体の長、その他厚生労働大臣又は地方公共団体の長が必要と認める者と定めています。「必要と認める者」とは労使の団体を想定しております。こうした方々からの

意見を聴く場として、具体的には地方労働審議会を想定しています。

また、法律上雇用対策協定の締結や要請は厚生労働大臣に対し行うこととなっておりますが、施行規則においてこの権限を都道府県労働局長に委任しています。各労働局においては、協定や要請への対応はこれまでと変わりませんが、要請への対応について、地方公共団体の長は労働局の対応に不服があるときなどは厚生労働大臣に直接求めることができることとされており、その場合は本省の労働政策審議会で意見を聴くことを想定しています。

3

今後も連携強化を

この法律の内容を見ていただければわかるように、地方公共団体の長の意向がハローワーク業務により反映されるようになり、国と地方公共団体の連携がますます重要になっています。

今後も各都道府県労働局やハローワークで、この法律に基づいた連携がますます発展していくよう取り組んでいきます。